

東海市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第20号

東海市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

東海市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年東海市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第7条中「3人」を「2人」に改め、「及び2番目の年長者」を削る。
別表備考第6号及び第7号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる特定教育・保育及び特定地域型保育について適用し、同日前に行われた特定教育・保育及び特定地域型保育については、なお従前の例による。